

1 給水装置工事主任技術者が行う検査

主任技術者は、管理者が定める確認事項について給水装置工事の自主検査を行い、竣工届の際に、その結果を管理者に提出しなければならない。

【主な関係法令等】法第25条の4第3項、給水装置工事検査要綱第5条
(解説)

1) 管理者が定める確認事項

管理者が定める確認事項は、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定及び施行基準に適合していることの確認することとし、主な確認事項は以下のとおりとする。

(1) 屋外のメーターや止水栓等の設置状況の確認

メーターや止水栓等の設置位置及び設置状況が操作等に支障がないものであることの確認

(2) 配管の口径や経路の確認

配管の口径、経路及び管種が施行令第6条に適合していることの確認

(3) 給水用具の設置状況の確認

給水用具の設置状況が施行令第6条に適合していることの確認

(4) 受水槽（貯水槽）の設置状況の確認

受水槽に関する吐水口空間や波浪防止等の施工が適正に行われていることの確認

(5) 機能試験

通水した後、各給水用具から放流し、メーター及び給水用具における吐水量や作動状態が適切であることの確認

(6) 耐圧試験

耐圧試験は、表-2.4.1.1 のとおりとする。

表-2.4.1.1 耐圧試験の条件

項目	耐圧範囲	試験圧力	試験保持時間
メーター下流側における標準的な条件	メーター下流側	1.75MPa	1 分間
メーター下流側に設置する逆止付バルブ等の止水性能を考慮した条件	メーター下流側	1.0MPa	2 分間
給水管の分岐工事における標準的な条件	メーター上流側	1.75MPa	1 分間
支管における条件	支管及び メーター上流側	0.75MPa	10 分間

(7) 水質の確認

水道水の臭気、味、色、濁りが観察により異常でないことの確認

2 高槻市企業管理者が行う検査

管理者が行う検査は、検査対象である給水装置の構造及び材質が、施行令第6条に適合していること、給水装置が施行基準や工事申込みに基づき適切に施工されていることを確認する。これらを確認するため、管理者は指定業者に対し、当該給水装置工事を施工した主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

万が一、給水装置の構造及び材質が、施行令第6条に適合していないことが判明した場合、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。そのため、主任技術者は、給水装置の施工中から十分な確認を行うことが求められる。

【主な関係法令等】法第25条の9、事業条例第5条、給水装置工事検査要綱第7条
(解説)

1) 管理者が定める検査事項

- (1) 使用する給水用具が法第16条に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認
- (2) 分岐箇所、接合箇所の施工状況の確認並びに防食密着コアの装着確認
- (3) 既設分水栓の撤去状況の確認
- (4) 埋設の深さや位置、弁の設置状況の確認
- (5) 耐圧検査
- (6) メーターの設置状況並びに通水の確認
- (7) 水質の確認
- (8) 現地と竣工図面との照合
- (9) 受水槽式における受水槽の設置状況及び流量調整の実施
- (10) その他管理者が指示するもの

2) 検査種別

管理者が行う検査種別は以下のとおりである。なお、中間検査と竣工検査又は中間検査と仮検査は、同時に受検することができる。

(1) 中間検査

中間検査は、下記のとおりとする。なお、管理者が写真提出を求めた場合、施工完了後、速やかに提出しなければならない。

また、既設配水管又は給水管の分岐位置等の引照点からの寸法については、竣工図面に図示する必要があるため、計測すること。

なお、管理者が行う中間検査は以下のとおりとする。

① 分岐工事の確認

配水管からの分岐に際しては、指定材料が使用されていること、施工が適切に行われていることを確認する。なお、分岐の施工前にメーター又は第一止水栓までの耐圧試験を実施するものとする。ただし、配水支管の布設を伴う工事の場合、以下の“④耐圧試験の確認”において耐圧できない範囲があれば分岐の施工前に耐圧試験を実施するものとする。

② 布設工事の確認

配水支管の布設工事においては、指定材料が使用されていること及び、工事申込みどおりに施工されていることを確認する。

③ 撤去工事の確認

既設分水栓の撤去工事においては、閉止作業を適切に施工していることを確認する。

④ 耐圧試験の確認

配水支管の布設を伴う工事における耐圧試験は、支管及びそれと同時施工の給水引込管に対して 0.75MPa を 10 分間で確認する。なお、配水支管は、耐圧試験を管理者立会いのもと現地において実施するものとし、給水支管については書類検査とする。

(2) 仮検査

仮検査とは、工事用水確保のため、当該給水装置等の一部を使用開始し、工事中の給水を確保する検査である。そのため、竣工検査に合格するまでは、当該給水装置を工事以外の目的で使用することができない。

① 仮検査の要件

仮検査を受検することができる場合は、以下の要件を満たす工事申込みとする。

ア) 新設工事であること。

イ) 適切なメーター設置が可能であること。

ウ) 給水栓等が設置されていること。

(3) 竣工検査

管理者が行う竣工検査では、工事が完了した給水装置について、指定業者が基準省令に基づいた適正な給水用具で適切な工事の履行を書類検査と現場検査において確認するものである。そのため、指定業者は、給水装置工事の施工完了後、速やかに竣工届を提出し、竣工検査を申込まなければならない（業者規程第 16 条第 1 項）。

また、当該給水装置工事が開発事業事前協議の対象である場合、指定業者は開発事業に伴う完了検査前に竣工検査を受検するように努めなければならない。

① 書類検査

管理者が行う竣工検査における書類検査の対象は、原則、配水管の分岐から末端の水栓までとする。なお、書類検査の受検は竣工届の提出をもって開始されるものとする。

ア) 竣工届の添付書類

(ア) 主任技術者が行った自主検査の結果報告

(イ) 竣工図面

(ウ) 配水支管及びメーター上流側における施工状況の分かる写真

② 現場検査

管理者が行う竣工検査における現地検査の対象は、原則、配水管の分岐からメーターまでとし、竣工図書と現場の整合確認のほか、給水装置工事対象箇所において採水し、水質確認を行うものとする。

3) 検査の立会い

検査の立会いは、当該工事申込みにおいて指定業者から指定された主任技術者とする（業者規程第14条第1項第1号）。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認める場合に限り当該給水装置に精通した者を代理人とすることができる（給水装置工事検査要綱第4条）。

4) 検査合格の判定基準

管理者が行う検査の検査合格の判定基準は、以下のとおりとする。

(1) 検査合格の判定基準

- ① 手直しがなく、適切な工事であることが確認できる

(2) 検査合格としない場合の判定基準

- ① 外構工事等の他業種の工事が行われている場合のような立入りが制限され、工事検査を行うことが困難な現場状況である
- ② 給水装置工事が完成していない
- ③ 現場と竣工図面が整合していない
- ④ メーターの給水先の確認ができない
- ⑤ 検針障害となっている
- ⑥ 立会人が管理者の検査実施に関する指示に従わない

給水装置工事が施行基準や工事申込みに基づき適切に施行されていないことが確認された場合、管理者が指定する期間内に改善しなければならない。その管理者が指定する期間内とは、原則1週間以内とし、改善すべき内容に応じて協議により決定し、再度、管理者の確認を受けなければならない。

なお、竣工検査時の名義変更等の給水申込みは、手直しによる改善確認を含めた検査が合格していることをもってなされるものであるため、指定業者は、速やかに手直しの対応を行うように努めなければならない。